

花とロマンが広がる癒しの景観
松崎町景観計画



目 次

| | |
|---|------------|
| 序章 | 1 |
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 第1章 景観の特性と課題 | 3 |
| 1. 景観の特性 | 3 |
| 2. 景観の課題 | 6 |
| 第2章 景観計画の区域 | 8 |
| 1. 景観計画区域 | 8 |
| 第3章 景観まちづくりの基本方針 | 9 |
| 1. 景観まちづくりの基本的考え方 | 9 |
| 2. 景観まちづくりの目標 | 10 |
| 3. 目指すべき良好な景観 | 12 |
| 4. 景観まちづくりの基本方針 | 13 |
| 第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 | 48 |
| 1. 届出対象行為 | 49 |
| 2. 景観形成基準 | 52 |
| (1) 全域共通の景観形成基準 | 53 |
| (2) ゾーン別の景観形成基準 | 56 |
| (3) 主要な眺望点、重要な景観資源、景観軸 | 87 |
| 第5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 | 92 |
| 1. 景観重要建造物の指定の方針 | 92 |
| 2. 景観重要樹木の指定の方針 | 92 |
| 第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 93 |
| 1. 基本事項 | 93 |
| 2. 制限の方針 | 93 |
| 第7章 景観重要公共施設の指定の方針 | 94 |
| 第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 | 95 |
| 1. 計画策定対象地区の抽出の方針 | 95 |
| 第9章 景観まちづくり主要方策 | 96 |
| 1. 景観まちづくり主要方策について | 96 |
| 2. 景観まちづくり主要方策の内容 | 97 |
| 第10章 景観まちづくりの推進にあたって | 111 |
| 1. 景観まちづくりの推進の考え方 | 111 |
| 2. 住民、事業者、行政の役割 | 111 |

序章

1. 計画策定の背景と目的



わが国では、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が策定され、美しい国づくりを目指す方向性が示されました。その後、平成16年6月に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、それぞれの自治体が、自然や歴史と文化を基盤とした個性豊かなまちを適切に保全し、継承していくことが求められており、全国各地で地域の景観特性を生かした景観まちづくりの取組みが進められています。

当町は、平成25年に「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、将来にわたり美しい村づくりを進めることを目標とした取組みを進めてきました。平成28年には、松崎町全域における景観まちづくりの考え方や方向性を示した「松崎町景観形成ガイドライン」を策定し、景観まちづくりを推進する上での手引書として活用していただき、良好な景観形成を進めてきました。

しかしながら、景観を取り巻く状況は刻々と変化しつつあり、当町の景観施策のさらなる充実を図っていく必要があることから、景観法に規定する「松崎町景観計画」を策定することとしました。

「景観まちづくり」とは

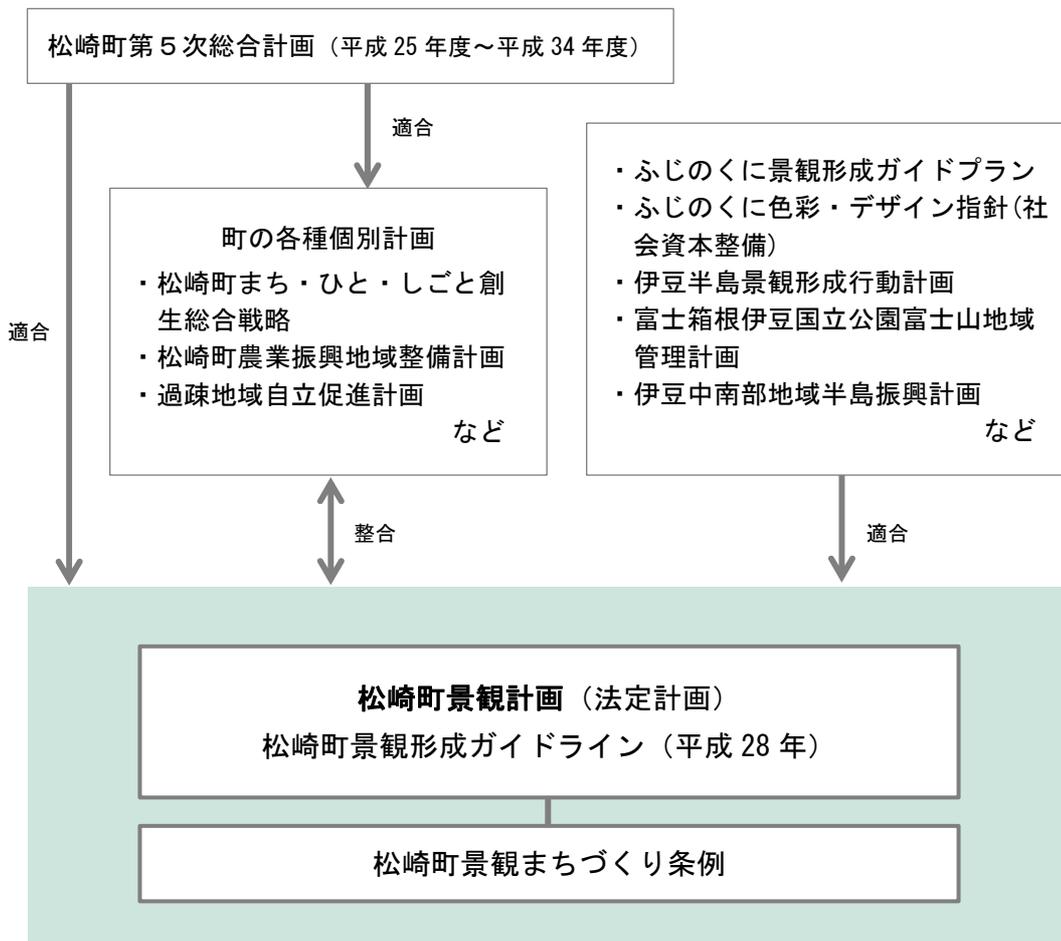
景観とは、単に「目に見えるもの」を指すのではなく、そこで暮らす人々の営みやその地域の歴史・文化、音や香りなど五感で感じるもの全てを含みます。

景観まちづくりとは、町民・事業者・行政の当町に関わる全ての者が、地域の景観の大切さを認識し、協働して維持・保全・継承・改善・創出のために実施していく様々な取組みのことです。

2. 計画の位置づけ



- ・本計画は、景観法第8条第1項に基づいて策定する法定計画で、平成28年に策定した松崎町景観ガイドラインを統合したものです。
- ・本計画は、松崎町総合計画及び各種個別計画との整合を図るとともに、国や静岡県に関連計画との整合を図り、策定するものです。



第1章 景観の特性と課題

1. 景観の特性



(1) 海・山・川の表情豊かな自然景観

当町は、長九郎山や娑婆羅山などの集落を取り囲む山々と集落中心部を流れる那賀川や岩科川、その河川流域一帯に広がる農地、そして断崖と浜が入り組む変化に富んだ海岸などで構成されています。海岸は、富士箱根伊豆国立公園区域や名勝「伊豆西南海岸」にも指定され、美しい浜辺やジオサイト、富士山の眺望景観など、魅力あふれる風景を見ることができます。



岩科川

また、山間部や海岸部の自然だけでなく、那賀川の桜並木や神社、寺の古木など集落に根付いた自然・樹木は、当町の景観を特徴づけ、魅力あるものになっています。さらに、夕日や富士山、星空、四季折々の花々や紅葉、生き物など、時間や季節の移り変わりの中で変化し、豊かで美しい表情をみせる自然景観も随所で見られます。

こうした山・川・海の自然は、古くから先人たちと自然環境との共生により、現在に継承され、当町の原風景を形づくる景観の基盤となり、暮らす人々に癒しと安らぎを与えるとともに、訪れる人に感動を与える素晴らしい景観として継承されています。

(2) 個性豊かな農山漁村の集落景観

当町の集落は、特色ある地形構造と風土、人々の営みによって培われた個性的で特徴的な景観を呈しています。

松崎地区は、古くから産業・経済・文化の中心として発展してきました。那賀川及び岩科川の下流域に位置し、両河川の平坦地に集落が形成されています。海岸背後には住宅が密集しており、両河川が合流する河口域は独特な水辺空間を形成し、船着き場や船だまり、神社など、古くからの漁村集落の面影をとどめています。また、松崎地区や岩科地区はなまこ壁の建造物が多く残っており、歴史を感じさせるまち並みが形成されています。



松崎地区の集落

中川地区と岩科地区は、四方を山に囲まれた山村地域であり、山々を背景にゆったりと流れる河川沿いの平坦地に水田が広がり、山裾には里山と一体となった集落が連なるなど、美しい農村景観が見られます。

三浦地区は、駿河湾に面した入り江に開けた3集落(岩地・石部・雲見)からなり、それぞれが個性的な特色をもつ漁村集落です。急峻な山並みが港と集落を厚く囲んでおり、険しい自然地形の中に形成される集落は、自然と共生して暮らしや生業を成り立たせようとする先人たちの強い思いが感じられる景観です。古くは漁村でしたが、夏の海水浴場や温泉、風光明媚な景色により観光業が盛んとなり、民宿経営が増加し、温泉民宿街を形成しています。



岩科地区の集落



三浦地区の集落

(3) なまこ壁にみる歴史的景観

当町は、古くから養蚕や農林漁業が営まれ、江戸時代は江戸・大阪間を航行する船が多く、伊豆が中継港であったため、西伊豆の海上交易の拠点として繁栄しました。

江戸時代後期には、防火性、防湿性に優れたなまこ壁が普及し、松崎一带と下田周辺にかけて、なまこ壁の民家や蔵が多く見られましたが、昭和30年代あたりを境に大幅に減り、町内では190棟程度を残すのみとなりました。しかしながら、松崎地区の中宿通りや岩科地区の山口、八木山には、今なお、なまこ壁の建物が比較的多く残っており、歴史を感じさせるまち並みが形成されています。古い民家や商家のほか、寺の山門などにもなまこ壁が見られ、町内全体に点在しています。

近年は、これらの建造物の価値が見直され保存・活用への取組みが進められ、国指定重要文化財の旧岩科学校校舎や明治商家中瀬邸、伊豆文邸などは観光スポットとして来訪者のにぎわいも生まれています。このように、なまこ壁は当町の歴史と文化を伝える貴重な地域資源であり、町のシンボルとなっています。



山口のなまこ壁建造物の集積

(4) 美しい農地と里山にみる文化的な景観

当町には、山口の田園や石部棚田、岩地の石垣、桜葉畑など、伝統的な生業の農地や里山景観が受け継がれています。これらの農地は一朝一夕にできあがったものではなく、先人たちが地域の風土に合わせて、長い年月をかけて環境と共生しつつ形成した、素晴らしい文化遺産です。



石部棚田

石部棚田は、先人たちが傾斜地を開墾し、一つ一つ石を積み上げながら、何百年もかけて築かれたものです。平成に入ると棚田の90%が耕作放棄地となりましたが、その後棚田の美しさを再認識した地元住民により、棚田再生の活動が始まり、その活動と景観の美しさに魅了された町内外の多様な主体の参画により、棚田の保全活動が展開されています。

このような保全活動や伝統的な生業が継承されてきたことから、今日まで美しい農地や里山景観が維持され、来訪者に感動を与えています。

(5) 生業や暮らし、活動から生まれる活力ある景観

当町は、地域の自然・地形や気候の風土に合わせて古くから農林漁業が持続的に営まれていましたが、昭和40年代から温泉や豊かな自然環境を活用した観光業を中心に発展してきました。



岩地のひじき狩り

豊かな自然を背景に、田植えや稲刈り、港に出入りする漁船など、農林漁業の生産活動の中で生み出される「生業景観」、あるいは暮らしの中で現れる「生活景観」、さらに伝統的な生業の中で生まれた五穀豊穰を願う祭りや四季折々の祭礼行事といった「伝承文化がもたらす景観」などが、地域の個性・アイデンティティを形成しています。

また、昭和53年から「花とロマンのふる里づくり」をテーマにまちづくりを進め、松崎蔵づくり隊などによるなまこ壁保全活動やオーナー制度を活用した石部棚田の保全活動、大規模花畑、全国漆喰饅頭コンクールの開催（漆喰饅頭の名工入江長八の左官技術継承）など、住民の各種活動団体や行政などの多様な主体が一体となって景観づくりの活動を進めています。このような活動により、地域の魅力的な景観が育まれるとともに、住民相互や外部来訪者との交流の中から生まれる人々の交流景観が、まちの景観を生き生きとしたものにしていきます。

2. 景観の課題



景観特性を踏まえ、景観形成に関わる課題を次のように整理します。

(1) 先人から受け継いだ優れた景観資産の保全と活用

海、山、川の豊かな自然景観、なまこ壁の建造物等の歴史的な景観、美しい農地が広がる文化的な農村景観など、現在において町内外の人を魅了する優れた景観は、先人たちの手によりつくられ、守られ、継承されてきたものであり、景観資産と呼ぶべきものであります。

これらの景観資産は、都市化や世代交代の中で容易に失われる恐れがあるものであり、周辺市町と比較し多く現存するなまこ壁の建造物においても、ピーク時より激減しており、現在では190棟程度が残されているのみです。中には維持管理が不十分なものもあり、滅失の恐れがある建造物が多数あります。

また、豊かな緑を印象づける町内の森林においても、維持管理が行き届かず、森林が持つ本来の望ましい環境とは程遠い状況にあります。

これらの景観資産を当町のまちづくりに保存活用していくために、まず全ての住民が先人たちのたゆまぬ努力に敬意と感謝の念を抱きつつ、景観資産の価値や魅力を再認識することが求められています。

その上で、景観法等の諸制度の活用を図るとともに、町独自の施策展開により景観資産の保全、活用を進めることが求められています。

(2) 地域の特性に応じた景観の魅力の向上

当町の景観構成を土地利用的に大区分すると、森林や海岸部、農村部、中心集落地に分けられ、それぞれに個性的な景観の特徴を有しています。また、その中に生活拠点や観光交流拠点などが存在するとともに、自然景観や歴史的・文化的景観資源、富士山ビューポイント、映画・ドラマのロケ地など、多様な景観資源が重なり合って存在しています。

快適で住みよいまちづくりと交流人口の拡大に寄与するまちづくりのために、これらの拠点や景観資源について、その地区や場所の地域特性に即した魅力を高めるための取組みが求められます。この取組みを効果的に進めるためにも、住民、事業者、行政が連携し、それぞれの役割分担を明確にして、取り組むことが求められます。

一方、未だに住民にも認知されていない、埋もれた景観資源が多くあると想定されます。これらの景観資産を掘り起し、磨き上げて活用していくための方策も検討することが求められます。

(3) 景観阻害要因の除去と抑制

規模が大きく、派手な色彩の屋外広告物や一団の太陽光発電設備、維持管理が行き届いていない空き家、雑草が繁茂する耕作放棄地などの発生、あるいは容易に視認できる廃棄物の堆積や土石の採取など、良好な景観を阻害したり、住民や来訪者を不快にしたりする景観阻害要因が一部で見られます。

景観阻害要因は、基本的には管理責任に基づき速やかに除去すべきものであり、やむを得ない場合でも期限を定めるなどして、できる限り除去・抑制の対策が必要です。

(4) 景観に関する住民意識の向上

当町の景観まちづくりに関わる取組みは、以前から多様な住民や住民団体により支えられているものの、住民全体からは僅か一部であり、景観への意識が全ての住民に浸透しているとは言い難い状況にあります。

また、美化清掃の必要性やごみのポイ捨て防止の徹底など、景観に関するマナーの向上の必要性がアンケート調査で指摘されています。

当町の景観の向上を図るためには、先人たちが継承した当町固有の景観の価値や魅力を認識し、それらを住民が守り育み、次世代に継承していく必要性をしっかりと理解していただくよう、情報発信や学習会など、多様な啓発施策を推進していくことが求められます。

さらに当町が今後の景観まちづくりに取り組むためには、住民や事業者の協力参画が不可欠であることから、住民、事業者、行政が連携しつつ役割分担を明確にし、主体的に景観まちづくりに関わる仕組みを構築することが求められます。

第2章 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号)

1. 景観計画区域



当町の自然景観は長九郎山や婆娑羅山などの集落を取り囲む山々と集落中心部を流れる那賀川や岩科川、その河川流域一帯に広がる農地、そして断崖と浜が入り組む変化に富んだ海岸などで構成されています。その豊かな美しい自然景観の中で、石部棚田や岩科の農村等の文化的な景観、なまこ壁の建造物や社寺、史跡等の歴史的景観が点在するとともに、富士山の眺望景観や花緑広がる景観など、個性豊かな景観を見ることができます。これらは互いに重なり合いつつ、町全体に広がっています。

また、当町の景観形成は、高い文化度を持つ住民の景観への意識の高さや活発な活動により支えられている一方で、近年、耕作放棄地や空き家、自然と調和しない建物や屋外広告物の増加、歴史的建造物の喪失などの傾向があり、町内の様々な場所で問題となっています。住民の生活は町域の至る所で営まれているため、景観形成への取組みも町域全域で進める必要があります。

このように、松崎町固有の良好な景観を住民共有の財産として保全、創出し、次世代に継承するための取組みは、町域全域で進めることが求められています。

以上のことから、景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）は、「町域全域（85.19 km²）」とします。



第3章 景観まちづくりの基本方針

(景観法第8条第3項)

1. 景観まちづくりの基本的考え方



当町の景観まちづくりに取り組む基本的考え方は、次のとおりです。

先人たちに敬意を抱きつつ、景観まちづくりを進める

当町は、海・山・川の豊かな自然環境に恵まれ、長い間、人と自然の関わりを通して培われた風景が、地域固有の良好な景観として多く残されています。

これらの多くは、先人が自然と共生した生活を営む中で、大切に守られてきた生業などが、現代までに継承されてきたものです。

よって、当町の景観まちづくりは、先人たちに敬意を抱きつつ、自然や歴史、文化の保全継承に配慮し、これらと調和したまち並みの創出に向けて、地域の特性を紐解きながら慎重に進めていくこととします。

このような取組みが、松崎町の個性ある景観の継承と創出に繋がり、生まれ育った誰もが自信を持って語れるふるさとの風景の創造に繋がります。

文化度の高い住民が主役となり、協働で景観まちづくりに取り組む

当町は、石部棚田の再生・保全や花いっぱい運動、美化活動、歴史的建造物の保全・活用など、景観に関わる様々な活動が住民や住民団体により展開されています。これら住民の取組みは、文化度の高い住民性から成り立つものであり、当町の景観の重要な構成要素といえます。

今後は、さらに住民の景観に関する意識の向上を図りつつ、地域の活力を創出する多彩な活動の裾野を広げていくとともに、住民・事業者・行政・諸団体等、当町に関わる全ての人が景観まちづくりにおけるそれぞれの役割と責任を認識しつつ、主体的に取り組むことが重要になります。

ふるさとの魅力を高めることにより、定住人口や交流人口の拡大に繋げる

人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、移住・定住の促進や交流人口の拡大などのために、他と差別化できる魅力をいかに高めるかが重要な鍵となります。

当町においては、自然景観や歴史的・文化的景観の保全、景観阻害要因の改善、景観資源を活用した魅力あるまち並みの創出など、地域の個性を生かした良好な景観形成の取組みを進めることにより、ふるさとの魅力を高め「住み続けたい」、「訪れたい」と思えるまちの創出を進めていかなければなりません。

2. 景観まちづくりの目標



当町は、昭和 53 年から“花とロマンのふる里づくり”をキャッチフレーズにまちづくりを進めてきました。その一環として、「花いっぱい運動」を展開し、山々に咲く花々の自然環境の保全に努めるとともに、那賀川沿いの桜並木やアジサイ、農地を活用した大規模花畑など、まちを花で彩る環境美化活動に取り組んできたことにより、住民や来訪者に親しまれ喜ばれる景観が多く創出されてきました。

また、当町では、なまこ壁をはじめとした歴史的建造物の保全と活用や棚田の再生と保全活動など、地域固有の景観まちづくりが進められてきました。

その結果、花々の美しさや自然の豊かさ、歴史・文化に触れることのできる町として認識され、“花とロマンのふる里づくり”のイメージは町内外で定着しつつあります。

当町の景観まちづくりの目標はこのイメージを継承し、さらに発展させ、住民や訪れる人々が、癒されるような景観を、住民、事業者、行政が協働でつくり上げていくこととし、下のようにテーマを掲げ、その実現に取り組んでいきます。

景観まちづくりのテーマ

花とロマンが広がる癒しの景観

花は、まちを彩る花々と、郷土愛や誇りといった“心の花”を意味します。

ロマンは、受け継がれてきた地域固有の伝統や文化、歴史、まちの発展などに尽力した“人々の思いや希望”を意味します。

癒しの景観は、住民や来訪者などが松崎の風景を見渡した際に、どこかホッとして“安らげる景観”を意味します。それは、目に見える景観の美しさ（きれいさ）だけでなく、日々の暮らしの中でまちを大切にしている人々の気持ちとその営みがあるからこそ、価値が高まり、魅力が伝わり、見る人が安らぎを感じられるものとなります。

この考えのもと、「花とロマンが広がる癒しの景観」づくりでは、花による景観づくりや郷土愛・誇りの醸成、歴史や文化を伝える良好な景観の保全、活用に努めるとともに、住民一人一人が自然の恵みを享受する里の暮らしの素晴らしさを認識しつつ、自然環境や農村景観の保全・継承に努めることにより、日本の原風景が息づくまち、歴史と文化の薫る花があふれるまち、住民や来訪者が癒しを感じ、故郷を離れた人たちがいつでも疲れた羽を休めに帰り、再び元気に旅立つことができるまちを目指します。

また、住民や事業者、行政が、先人たちに敬意を持ちつつ、これらの景観まちづくりの目的や意義、あるいは互いの役割を認識し、情報交換や共同作業の実施、多様な活動への相互参画など、協働体制を構築して、真に美しい村づくりを進めていきます。

3. 目指すべき良好な景観



松崎町が目指す良好な景観は、次のとおりです。

全ての住民の共通の資産であり、確実に将来に継承すべきもの

良好な景観は、住民の潤いのある豊かな生活と生業の創造や郷土への誇りの醸成に不可欠なものです。

この景観を現在及び将来にわたる住民共通の資産として認識し、良好な景観形成のための取組みを継続的に進めていきます。

先人たちが培った自然、歴史、文化などと住民の暮らしや生業が調和して形成されたもの

良好な景観は、先人たちが培ってきた自然や歴史、文化が、人々の生活や生業などとの調和により形成されたものです。

その保全と創出にあたっては、人々の生活や生業との調和に十分に配慮します。

文化度の高い住民の意向を踏まえつつ、地域の特性を生かして形成されるもの

良好な景観は、長い時間をかけて地域で積み重ねられてきた暮らしや生活の姿が固有の特性として現れ出ているものです。

そのため、画一的な景観形成を進めるのではなく、文化度の高い住民の意向や暮らしの様子を踏まえ、地域の個性や特色を生かした地域色豊かな景観となるように、景観形成を進めていきます。

交流人口の拡大や移住定住の促進など、地域の活性化につながるよう、住民、事業者、行政が協働で形成するもの

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、なまこ壁通りや国指定重要文化財の旧岩科学学校校舎周辺、「道の駅」花の三聖苑・旧依田邸周辺、三浦地区の海水浴場周辺など、観光交流拠点の美しい景観づくりに大きな期待が寄せられています。

このため、地域活性化の観点から、住民や事業者と行政による、良好な景観の形成に向けた一体的な取組みを進めていきます。

4. 景観まちづくりの基本方針



(1) 景観まちづくりの基本方針の構成

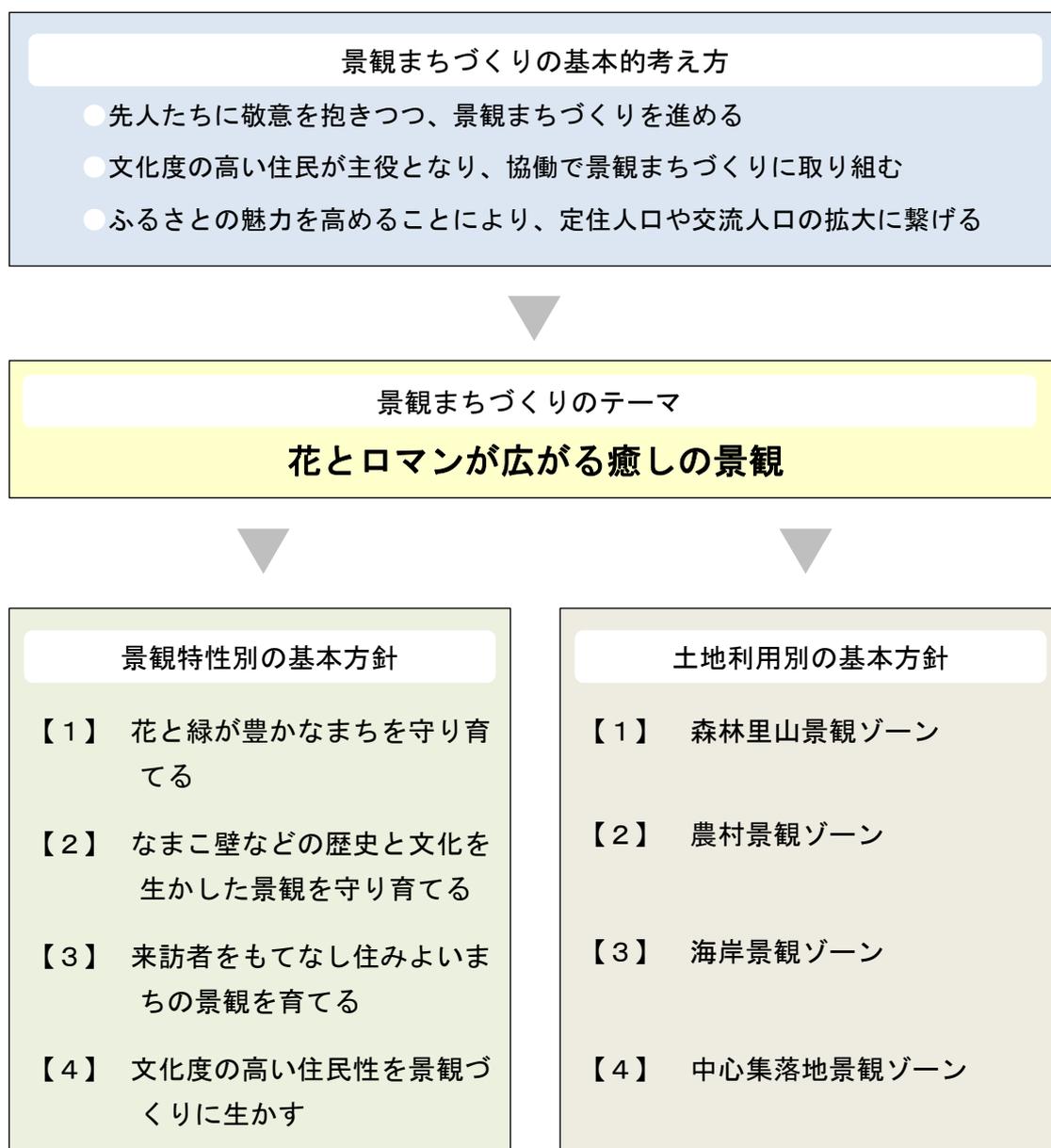
景観まちづくりの基本方針は、松崎町全体の景観に関する方針を示すものです。

まず、「景観まちづくりの基本的考え方」を整理し、これらを踏まえて町が目指す「景観まちづくりのテーマ（目標）」を掲げます。

さらに「景観まちづくりのテーマ」を実現するための具体的な方針を示します。

「景観特性格別の基本方針」では、4つの方向性に分類し、それぞれについて景観形成の基本方針の内容を示します。

「土地利用別の基本方針」では、土地利用特性や現況特性に合わせて、町域を4つの区域にゾーニングし、それぞれについて景観形成のための建築物等の誘導方針を示します。



(2) 景観特性別の基本方針

当町の景観特性と課題を踏まえつつ、景観まちづくりのテーマを達成するために4つの基本方針を掲げ、景観まちづくりの取組みを進めていきます。

1 花と緑が豊かなまちを守り育てる

当町は、「花とロマンのふる里づくり」の精神を継承し、住民と行政の協働の取組みにより、那賀の大規模花畑や那賀川沿いの桜並木、「道の駅」花の三聖苑などの花緑が広がる景観、駿河湾や岩科川などの自然景観を呈しています。これらの花と緑の景観をさらに広げるとともに、良好な自然景観の保全継承を図ります。



那賀川の桜と菜の花

2 なまこ壁などの歴史と文化を生かした景観を守り育てる

明治商家中瀬邸や近藤平三郎生家をはじめとしたなまこ壁の建造物、伊豆の長八美術館や国指定重要文化財の旧岩科学校校舎などの文化施設、あるいは石部棚田や岩科の美しい農村景観、さらに町内各所にある社寺や映画・ロケ地の舞台など、町内には数多くの歴史的・文化的景観資源が残されており、これらを生かした景観づくりを進めていきます。



明治商家中瀬邸

3 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる

松崎地区の中心集落や旧岩科学校校舎周辺の観光拠点などは、なまこ壁や花緑、歴史的・文化的景観資源と調和するよう景観の向上を図るとともに、「世界でいちばん富士山がきれいに見える町」の取組みの活用、あるいは多彩な地域資源の発掘と活用などにより、住民の郷土愛の醸成を図りつつ、来訪者をもてなす景観づくりと住民が暮らしやすい景観づくりを両立して進めていきます。



歴史的なまち並みを案内する人力車

4 文化度の高い住民性を景観づくりに生かす

これまで当町の景観は、文化度の高い住民の多様な取組みや活動によって守り育てられ、現在においても継承されています。

今後は、住民や事業者の景観に関する意識の向上を図りつつ、活動団体の育成に繋げ、これらの取組みや活動の裾野をさらに広げ、美化清掃やマナーの向上、さらに景観に関わる活動展開を図り、身近な所から美しいまちづくりを進めます。



伊豆文邸の室内展示

■ 景観特性格基本方針の体系図

1 花と緑が豊かなまちを守り育てる

- ①花で彩られたまちを守り育てる
 - ア 花緑の拡大
 - イ 花緑の維持管理
 - ウ 花緑に関する住民意識の向上と活動団体の育成
- ②豊かな自然環境を守り育てる
 - ア 河川景観の保全
 - イ 森林緑地の保全と活用
 - ウ 海岸景観の保全
 - エ 美しい星空の保全
- ③自然景観と調和したまち並みを守り育てる

2 なまこ壁などの歴史と文化を生かした景観を守り育てる

- ①なまこ壁を生かしたまち並みを守り育てる
 - ア なまこ壁を守る
 - イ なまこ壁と調和するまち並みを育てる
 - ウ なまこ壁を造る技術を守る
- ②歴史、文化を伝える景観を守り生かす
 - ア 指定文化財等の保存継承
 - イ 町の歴史文化を伝える景観の保全継承
- ③文化的な景観を守り育てる
 - ア 文化的な景観の保全
 - イ 文化的な景観の保全・活用の仕組みの構築

3 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる

- ①魅力あふれるまちの景観を育てる
 - ア 拠点地区の景観の向上
 - イ 商業景観の保全と向上
- ②「世界でいちばん富士山がきれいに見える町」を守り育てる
 - ア 富士山の眺望景観を守る
 - イ 眺望景観を生かす
- ③交流を促す景観を育てる
 - ア 観光交流拠点やジオサイト等の景観の向上
 - イ 散策路やハイキングコースの活用
 - ウ 祭事やイベントの活用
- ④にぎわいの基礎となる公共空間の景観を育てる
 - ア 公共建築物景観の向上
 - イ 道路と沿道景観の向上
 - ウ その他の公共施設景観の向上

4 文化度の高い住民性を景観づくりに生かす

- ①住民活動による景観づくりの推進
- ②住民、事業者、行政の意識の醸成を図る
- ③景観に関する活動団体の育成

■ 景観特性別の基本方針の内容

1 花と緑が豊かなまちを守り育てる

① 花で彩られたまちを守り育てる

ア 花緑の拡大

- ・現在行っている、自治会等への花の苗や種子の配布を個人に拡充することを検討しつつ、戸建住宅や民間集合住宅の敷地内への花木の植栽や敷地周囲への花の植栽を推進します。
- ・松崎町役場や小中学校等の公共建築物の敷地内にある小規模な公共用地、国道 136 号等の主要幹線道路沿道において、花木の植栽や花壇の設置を継続して進めます。
- ・中心集落地の松崎地区においては地域で連携し、なまこ壁と調和する質の高い草花の配置をできる限り長期間、広範囲で推進するよう努めます。



松崎町花の会による街角花飾り

イ 花緑の維持管理

- ・那賀川沿いの桜並木は、松崎町さくら会や地域住民などと適切な維持管理を行い、並木の保全継承を図ります。
- ・松崎町花の会が管理する花壇など、住民や住民団体活動によって維持管理されている花壇について、活動団体の育成と継承方策を検討し、花壇の拡大や維持管理の継続を図ります。
- ・那賀の大規模花畑は、他市町では見られない貴重な花緑の空間であり、町内外でも有名で、今後も観光交流資源として活用する必要があることから、地域住民との協議を踏まえ、景観農業振興地域整備計画の策定などにより、継続的に維持することを検討します。



松崎町花の会による花壇の手入れ

ウ 花緑に関する住民意識の向上と活動団体の育成

- ・美しい花緑が眺められる周辺の農地や緑地においては、住民の景観に関する意識の向上を図りつつ、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備の設置等を抑制します。

- ・現在行われている花壇コンクール、街角の花コンクールの継続的な実施を図るとともに、開催告知や結果の情報発信を強化し、住民の花緑に関する意識の向上を図ります。
- ・那賀川沿いの桜並木のライトアップ、民具を使った花かごの配置など、質の高い花の演出を地域に広げ、花緑に関する住民意識の向上を図ります。
- ・松崎町花の会や松崎町さくら会などの緑化活動団体のメンバーの拡充や後継者の育成支援、維持管理費支援の拡充、花緑に関する情報発信の強化など、住民団体の支援を積極的に進め、住民参加による花の植栽活動の活性化と継続を図ります。



那賀川沿いの桜並木のライトアップ

②豊かな自然環境を守り育てる

ア 河川景観の保全

- ・那賀川や岩科川は、河川沿いの桜並木と周辺の農地が一体となり、連続性のある良好な景観を形成しているため、当町の景観軸として位置づけ、河川の水質の維持向上を図るとともに、ごみや雑草の除去などの美化清掃に努め、良好な河川景観を維持します。
- ・護岸の改修にあたっては、多自然川づくりの整備を進めるとともに、防護柵の色彩や橋梁の欄干の意匠は周辺のまち並みや自然景観、あるいは地域特性に配慮します。
- ・河川沿いにおいては、野立て看板の掲出をできる限り抑制するとともに、やむを得ず掲出する場合は集約化を誘導します。
- ・中川地区や三浦地区で行われているホタルの育成活動を継続するよう支援し、ホタルの舞う景観を保全継承しつつ、この活動を広げ、多様な場所でホタルの鑑賞ができるように努めます。



那賀川



ホタルの育成

イ 森林緑地の保全と活用

- ・町内に広がる森林は、適切な維持管理のもと自然環境の保全を図ることを基本とし、主要幹線道路や富士山の眺望点から見える斜面緑地においては、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備の設置等を抑制し、緑地景観の保全を図ります。
- ・森林の稜線部は、緑地景観の輪郭となる重要な要素であることから、建築行為や建設行為、風力発電設備の設置を抑制します。
- ・森林内の既存の散策道の改修や林業体験、森林を活用したイベント開催等により、積極的な森林活用と森林に関する住民の意識の向上を図り、住民参画による維持管理へと繋げていきます。
- ・牛原山町民の森は、住民意向を踏まえつつ、豊かな緑やツワブキやアジサイ等の花木と調和する施設整備を進めます。
- ・屋外広告物は、森林景観を阻害することがないように、高さや表示面積、建築物屋上への設置の抑制、野立て広告物の集約化などを誘導するよう努めます。
- ・森林内を通る道路の防護柵は、地域特性に配慮しつつ、森林と調和する色彩になるよう誘導します。



牛原山町民の森

ウ 海岸景観の保全

- ・海岸部は、無秩序な開発を抑制するとともに、海水浴や散策など、魅力的な海辺の観光交流への活用を図ります。
- ・土地への太陽光発電設備の設置について、良好な海岸景観を阻害しないよう、国道 136 号や観光交流拠点等から眺められる場所においては、抑制します。やむを得ず行う場合は、周囲を樹木で囲うなど、見えにくくなるよう誘導します。
- ・屋外広告物は、海岸景観を阻害することがないように、高さや表示面積、建築物屋上への設置の抑制、野立て広告物の集約化などを検討します。また、海水浴場などの案内サインや禁止看板等は、できる限り掲出しないよう努めます。
- ・国道 136 号等の海岸部の道路の防護柵は、地域特性を踏まえつつ、自然景観と調和した目立たない色彩とします。



雲見海水浴場

エ 美しい星空の保全

- ・当町の夜間の美しい星空を眺められる景観を保全するために、防犯や夜間の安全確保に十分配慮しつつ、集落内の建築物等を照らす光や外灯などが必要以上に明るくならないよう配慮するとともに、空に向かって照射するサーチライト等の使用を抑制します。

③自然景観と調和したまち並みを守り育てる

- ・ジオサイトにも指定されている三浦地区は、変化に富んだ海岸線や丘陵地の森林などの美しい自然景観と調和するよう、建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導し、自然景観と調和したまち並み景観の創出を図ります。



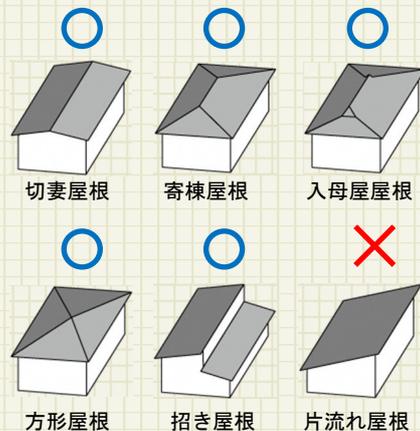
例：自然景観と調和した伊根町伊根浦のまち並み（伊根浦舟屋群等保存会 HP より）

建築物を自然景観と調和させるための手法

●屋根形状を勾配屋根とする

陸屋根よりも勾配屋根の方が、背景の山並みの稜線や自然景観と馴染みやすく調和します。

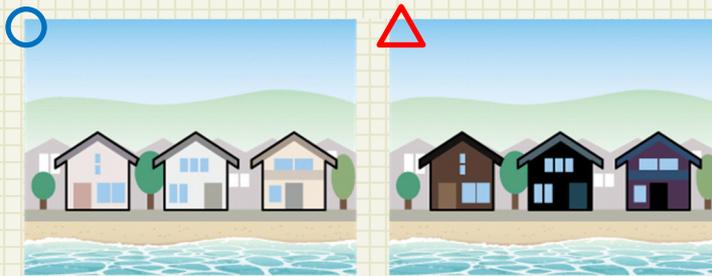
勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は山並みを背景としたまち並みにはふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。



●屋根や外壁は、自然景観と調和する色を選択する

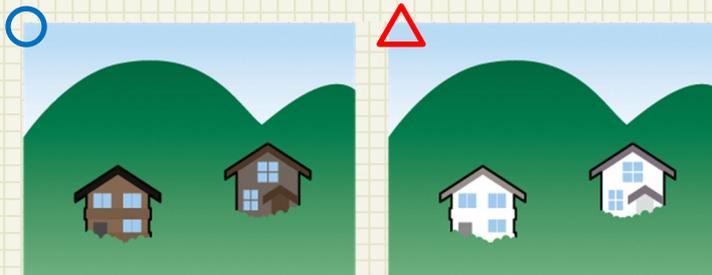
屋根や外壁は、自然景観と馴染みやすい暖色系がよいでしょう。周辺環境の色や雰囲気によって、色の明るさに注意する必要があります。

海辺に面する建物の場合



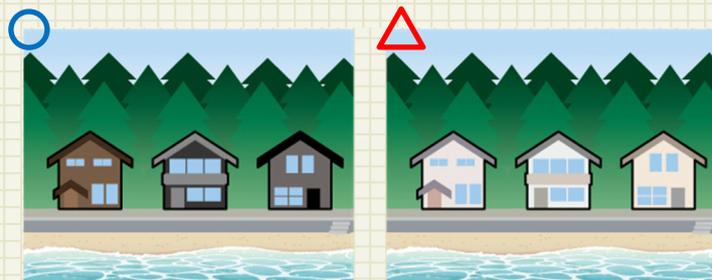
海辺の明るく開放的な雰囲気に合うよう、暗めの色（低明度色）の使用は避ける。
（塗装されていない木や石等の自然素材が使用されている場合を除く。）

森林・山地内にある場合



背後の森林景観と調和するよう、明るい色（高明度色）の使用は避ける。

海辺に面し、背後が森林の場合



背景の森林に調和するよう、暗めの色（低明度色）を使用する。

- ・屋外広告物は、自然景観と調和するよう、規模や形態意匠を誘導し、むやみな掲出を抑制するとともに、野立て看板については集約化に努め、海水浴場等の付近においては、むやみな案内広告や禁止看板の掲出をできる限り抑制するよう努めます。
- ・三浦地区内の空き家は、空き家バンクの活用や官民が連携した空き家活用方策の推進を図るとともに、必要に応じて空き家対策特別措置法を活用し適切に対処します。

